

### 第3期佐倉市生活排水対策推進計画（案）の概要

第3期佐倉市生活排水対策推進計画（案）は、水質汚濁防止法第14条の9に基づき、生活排水対策重点地域である市町村に策定が義務づけられた生活排水対策推進計画として策定するものです。

佐倉市においては、印旛沼の水質が悪化した平成5年に、流域7市とともに「印旛沼流域等生活排水対策重点地域」に指定されたことを受け、平成6年3月に第1期計画を、平成21年に第2期計画を策定し、生活排水による河川等の水質汚濁の防止に努めてきました。

今回、第2期計画の計画期間が今年度末に終了することに伴い、来年度を初年度とする計画策定を行うもので、第3期計画の主な内容は以下のとおりとなります。

#### 【計画期間】

「佐倉市污水適正処理構想（平成28年3月見直し）」（以下、「污水適正処理構想」という。）との整合を図り、下記のとおり設定しました。

	第2期計画	第3期計画
現況年度	2007年（平成19年）	2016年（平成28年）
開始年度	2009年（平成21年）	2018年（平成30年）
目標年次	2017年（平成29年）	2024年（平成36年）

#### 【基本理念】

第1期および第2期計画の基本理念を踏襲し、「市民の心に残る美しかった印旛沼の情景を一步一步取り戻していく」としました。

#### 【基本方針】

第1期および第2期計画の基本方針であった「施設整備による生活排水対策」と「市民意識を上げることからの生活排水対策」、「流城市町村等との連携」を継承します。

#### 【目標のスローガン】

これまでのスローガンである「青の水景づくり～水色の水を返そう～」を継続します。

#### 【計画内容】

##### A. 生活排水処理施設の整備に関する事項

《将来人口推計》

「汚水適正処理構想」との整合を図り、将来人口を下記のとおり設定しました。

	現況 (2016年)	目標年次 (2024年)
人口 (人) (住民基本台帳)	176,518	163,000 ※汚水適正処理構想中間目標人口

《生活排水処理対策の処理目標》

	第2期計画	第3期計画
生活排水処理率	92.0%以上	95.5%以上
生活系 BOD 削減率	26.0%	40.1%
生活系 COD 削減率	22.4%	38.5%
生活系 T-N 削減率	10.4%	33.6%
生活系 T-P 削減率	4.7%	36.6%

※生活排水処理率

総人口に対する公共下水道、農業集落排水処理施設、高度処理型合併処理浄化槽を利用している人口の割合としました。

《処理目標の設定について》

第2期計画の目標は平成29年度に92.0%以上であり、平成28年度末の時点の生活排水処理率は92.7%であり、目標を達成しております。

第3期計画の目標年次とした平成36年度については、参考とした佐倉市人口推計の資料では、現況の平成28年度176,518人に対し、約5,602人減の170,916人となっており、人口が減少する中での生活排水処理率の向上が課題となっております。

実際の目標設定では、汚水適正処理構想における計画フレームのうち、将来行政人口と公共下水道利用人口との整合を図り、それぞれ、163,000人および152,040人としました。これに農業集落排水施設対象区域の想定人口と高度処理型合併処理浄化槽の普及を考慮し、これらの利用人口を想定した3,619人を加えて算出し、生活排水処理率の目標を95.5%以上としました。

基本的には、下水道事業認可区域内の未整備地域への整備促進と、下水道事業認可区域外及び農業集落排水事業区域外への高度処理型合併処理浄化槽の設置促進など生活排水処理施設の整備を進めてまいります。

また、目標達成のためには、これら施設整備だけでなく、公共下水道への接続促進や高度処理型合併処理浄化槽への転換などを通じ、生活排水処理率の向上を図ってまいります。

## B. 生活排水対策に係る啓発に関する事項

- (1) 家庭でできる生活排水対策への支援
  - ①広報紙、ホームページ等を通じた情報提供の充実
  - ②家庭で取り組める生活排水処理グッズの提供
- (2) 適正な生活排水処理施設への誘導
  - ①公共下水道への接続の推進
  - ②高度処理型合併処理浄化槽の設置補助等の補助制度のPR
  - ③広報紙やパンフレットと通じた浄化槽の適正管理の呼びかけ
  - ④河川の水質及び底質調査の継続実施と情報提供
- (3) 水辺環境に関する意識の高揚
  - ①親水イベントの開催
  - ②環境教育に関する事業の実施

## C. その他生活排水対策の実施に関し必要な事項

- (1) 健全な水循環の確保
  - ①水源地としての谷津環境を保全し、印旛沼等の水環境を改善
  - ②上流部の土地利用に留意した湧水の保全
  - ③雨水貯留浸透施設設置への助成などによる面源負荷削減
  - ④雨水浸透施設の整備促進
  - ⑤透水性舗装の整備促進
  - ⑥道路清掃等の維持管理
- (2) 関係機関との連携と協力
- (3) 庁内連携の確立
- (4) 市民・事業者の皆様への情報提供と意見交換の場の確保

### **【印旛沼の水質改善に向けて】**

下水道整備や高度処理型合併処理浄化槽の設置といった生活排水対策については、一定程度の整備が進んでおり、今後も継続して取組を進めていきます。

また、印旛沼の水質改善を図る為には、市街地や農地などからの自然系の汚濁負荷量の抑制と、印旛沼自体の富栄養化に伴う植物プランクトンの増殖（二次汚濁）への対策が重要となります。そのためには、関係機関との連携と印旛沼流域での計画的な対策の実施が必要です。